

Title	幕末貨幣問題に関する若干の史料(上): プリユー・ブックを中心として
Sub Title	
Author	高橋, 碩一(Takahashi, Shinichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1938
Jtitle	史学 Vol.17, No.2 (1938. 11) ,p.125(271)- 163(309)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19381100-0125

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

幕末貨幣問題に關する若干の史料 (上)

—ブリュノー・ブックを中心として—

高橋 碩 一

目次

- 一、まへがき
- 二、文久遣歐使節の貨幣問題折衝
- 三、ブリュノー・ブック『日本通貨』
第一報告及同封書類(以上本號)
- 四、文久以後の貨幣問題折衝
- 五、あとがき

第二報告

第三報告及同封書類

第四報告及び添附書類

一、まへがき

“One error begets another——one false step is the parent of many” (Sir Rutherford Alcock; The Capital of the Tycoon: a Narrative of a three years' residence in Japan. London. 1863 Vol. II. P. 414)

安政開港を最後的に文字の上に決した五ヶ國修好通商條約の一弱點は、かの我が國金貨の海外流出なる大問題を惹起し、次いで幕府當路者により之が對策として採られた幣制改革は國內通貨の大混亂を來し、かてゝ加へて貿易上當面の通貨となつた彼の洋銀、我の一分銀兩者間の交換率の不整

幕末貨幣問題に關する若干の史料(高橋)

(三三)

一一五

は、遂に未解決の難問題として明治政府に引き繼がれるに到つた。之只に貿易上の障害としてののみならず、幕府財政の瘤的存在としてののみならず、物價昂騰の原因としてののみならず、排外主義の支柱としてのみならず、實に封建國家より近代國家への地滑りの轟音を我々はこゝに聞かなければならぬ。

金貨流出問題竝にそれに關聯する幕府の幣制改革に關しては、既に數年前、幕末貨幣問題の權威、遠藤佐々喜氏の二論文(「幕末に於ける金貨流出問題の再檢討」史學雜誌四十二ノ六・七。「幕末幣制改革の批判と當時の金貨濫出の疑問」社會經濟史學創刊號)が公にせられ、なほ未解決の點が残されて居るとは同氏自身も言はれて居るが、現在これ以上の結論を求めることは甚だ難事と認められる。

更に金貨流出に次いで當路者をして懊惱せしめ

た洋銀問題(幕末にあつてはむしろ一分銀問題と稱する方がより多く問題の核心に觸れて居るかもしれない)に至つては、「横濱株式取引所の起元及沿革」(東京經濟雜誌十二ノ二九三・明治十八年)「洋銀排除論(田口卯吉全集第三卷經濟策)」「横濱開港當時之貿易狀態並洋銀相場取引之沿革」(東京高商調査部第六回報告・大正三年)等の論著があり、我々に教ふる所尠なからざるものがあるが、何分にもそのいづれもが今日を去る事遠く且つ問題の解明には不充分の憾みあり、この問題は今後の研究に俟つもの頗る多いと言はねばならぬ。

さて、遠藤氏は前掲の勞作を結ぶに當つて、更に「余が試みたる以外の海外の史料は勿論、國內に遺存する未だ知られざる外交關係の諸文書を精査する必要がある。」旨を力説された。實に我が幕末貨幣問題研究に當つては、拙速なる推論に代ふるに正確なる史料の提示こそが目下の緊急事とさ

るべきであらう。筆者は幸にして同問題に關する「若干の海外に於ける史料」及び「國內に遺存する」「外交文書」その他若干の史料に觸れる機會を有つた。勿論、遠藤氏の陳べられた希望とは距ること遠いものではあるが、兎も角も之等史料を提示すると共に之等につき若干の卑見をも加へ、不充分乍らも幕末外交史上の貨幣問題の位置を明かにしようといふのが小稿の目論見である。

故に、右の史料を雜然羅列することは徒らに混亂重複を招くのみであるから、それ等の史料中最もその體裁の整つたブリュー・ブック（英國議會文書）中の日本通貨に關する調査報告の拙譯を中心とし、他の史料は或は右の解説に、或は註記に於てこれを擧げるとしめめた。之偏に問題の概觀を得易からしめんとする便宜上に出でたのであつて、史料價值とは自ら別個の問題である。

幸にしてこの小稿が幕末貨幣問題研究に多少な

りとも貢獻し得るならば、筆者の喜び之に過ぐるはない。

二、文久遣歐使節の貨幣問題折衝

筆者がこゝにブリュー・ブック中の史料として取り上げたものは、一八六二・三年（文久二・三）に於て四回に亙りアーブスノット氏により英國大藏省會議局（The Lords Commissioners of Her Majesty's Treasury）に充て提出せられ、後一八六六年（慶應二）大藏次官ハント氏により下院に一括提出せられた『日本通貨』（Japanese Currency）と題する調査報告書を指すのである。

今、先づこの調査報告が如何なる目的の下に爲されたかを前以て明かにせんとするのであるが、その爲には更に溯つて兩都兩港開港延期談判使節即ち竹内下野守、松平石見守、京極能登守等を行とする所謂文久遣歐使節の歐洲諸國、就中英國

滯在中に於ける貨幣に關する外交折衝を詳かにしておく必要がある。

當時、例の金貨流出の後をうけ、萬延の幣制大改革の結果も與つて開港後の物價昂騰・武士階級の外人に對する憤激と外人殺傷事件の頻發、幕府財政の逼迫等々（これらについては本文に於て觸れられるであらう）孰れも當路者をして懊惱せしめたるもの、時の閣老安藤信正が通貨問題の根本的解決に熱情を以て乗り出したのも蓋し當然と言はねばならない。

該使節の派遣を決するや安藤閣老は既に文久元年五月に勘定奉行、同吟味役をして右談判につき意見を具申せしめてその案を練つて居り、十二月愈々使節一行の出發が目睫の間に迫ると彼は使節に對し次の如き訓令を與へてゐる。

貨幣之議ニ付御書取

西十二月廿日對馬守殿 御下ゲ

（前略）昨年英人の申談シ漸々天然相場ト相定
 り得共、矢張政府引替方ハ量目ニ引付三分之割
 ニ引替莫大之御損失ニ相成ル儀ニテ、逆も此
 儘ニテ難差置、西洋各國トルラル相場十五
 分より十位迄之通用之趣ニ付、何れニモ量目相
 當之品改鑄いとしハ歟、又ハ壹分銀を相場相付
 ハ歟、又ハ貳朱銀再興いとしハ歟之内ニハ處御
 勝手御繰合差支ハ趣ニテ因循今日ニいとしり（中
 略）御使之者決極之談方不心得ル多ク、終ニハ
 量目替可被仰付と被存ハ間、是迄精々何ケ度も
 勘定奉行ハ申談ハ多ク後害之處をハ不患、目前
 之繰合多己を以不行届旨申聞ハ假令ハ腫物之
 上直シ致シル如ク疾毒骨髓入ハ節ハ不可治義、
 實々歎ケ敷事ニ有之、本々日本國中之損失疲弊
 可相成義を御損失多分ニテ難出來ト斗申居ル謂
 レハ無之（中略）彼方ニテ條約通り量目替三分

通用之儀申出ハ、彼我釣合相違之廉、具ニ
説得いとし、彼我貨幣分析をいとし利害得失
説諭いとしハ、何も承伏可致ニ付、新貨幣出
來いとしハ、又ハ貳朱銀再興いとしハ、歟
相定め施行之規限^(ル)ヲ歸國之上猶政府へ可申遣間
其節速ニ承伏し返輸差越ハ様相極め證書請取持
參可致事²⁾

安藤の貨幣問題解決の熱意は文面に溢れてゐる。
しかし乍らこれによつて見るに我方の提案たるや
甚だ漠然たるもので、貨幣談判に關しては使節に
對し比較的自由廣汎な立場が與へられて居つたと
思はれる。

使節一行はこの訓令に基き佛、英、魯、蘭各國
と談判を重ねたが、その結果は各國共に概ね我方
に好意を有し同情的で貨幣問題は複雑である故を
以て、更に駐日各使節をして折衝せしめた上で決

幕末貨幣問題に關する若干の史料(高橋)

定する旨の覺書を得て歸つたのである。

右談判の中心となり指導的な立場を採つたもの
は英國であつて言ふ迄もなくブリュックには
最も密接な關係を有つもの故、左に之を記す。こ
の折衝は駐日英國公使オールコックが大に盡した
のであつて、彼は坂下門外に傷きつゝ、なほ國事に
奔走する安藤信正の熱意に感激し、その賜暇歸國
の期を早めて使節の談判に援助を與ふべく急遽歸
國したものであることは周く人の知る所である。

(高きは日本使節
低きはオールコック)

戊五月八日英國旅宿於

エールコックに對話書

(前略)

一、兩國貨幣之釣合等しうらハ差支筋少からハ
ハ間改鑄いたし度ハ

一、御改鑄方も如何之振合ニヒ成ハ御見込ニ
御座ハ哉

(三七)

一一九

一、元來金銀貨幣ともニ量目相當之通用ニ有之處國用相嵩ミルニ從ひ改鑄之度ニ量目減少いたし、遂ニ楮幣同様ニ相成、極印多已を以通用いたし尤自國限り之儀ニ付右ニ多差支無之ハ處外國交易、相開各國と同量同種之通用相成ル上ニ少量之貨幣ニ多量之貨幣と並ひ行それハ間、物價一時沸騰いたし、永久之見据難附ルニ付、開港之初メ新鑄いたしル如き多量之銀貨ニ改鑄いたしル見込ニ有之、勿論差向速ニ改鑄之運ルニ相成りルべくハとも、即今其儀治定いたし置度有之

一、右ニ容易ふらさる節ニ多是もまゝ外國事務ミニストルニ申談ル様可仕ル

右の對話によつて使節の提案は安政開港直後發行して外國側の抗議により忽ち廢止された、かの新二朱銀の再興であることが判る。

さて次いで同日愈々オールロック同席で英外相

ラッセルと交渉を開き、先づ彼方の要求により日本貨幣の見本を提示して後、

一、我國壹分銀を全く國內限り通用之爲鑄造致しル品ニ多、量目相場相當ニ無之間、固よりトルラルを釣合ル譯ニハ難相成筈ニル處、右を以トルラルを掛合致取引ル故其相場違ハ物價も随テ高直ニ相成ルニ付、右ニ各國同様之振合ニ釣合セ改鑄致し度と存ル、各之儀ニ付テハオールロックニ委細之事柄相咄置ル、具ニ承知被致ル哉。

此時オールロックより同人に暫く之間談判致ス

この日本側の申出に對シラッセルはオールロックと協議の結果、右は重大な事で日本の國情を知らなくては談判出來ぬ事で、日本駐在公使に通達して交渉せしむる旨答へた。之に對シ、日本側は、我が國情についてはこゝに居るオールロックが良く知つて居ることである、且つ又我が國の貨幣を

我が國が改鑄するのであるから各國共に異存はあ
るまいと思はれるが如何、と逆襲した。しかしラ
ッセルは

一、各國金銀貨之儀ハ右を取扱ハ事務執政有之
ハ間同人ハ申達評議之上猶各國ハも打合之上
ニ無之ヲ難取極ハ間、其趣江戸在留ミニス
トルハ申達ハ様可致、右事務執政之評議を不
徑ハ多ク何共御挨拶難致ハ

と一蹴し、更に押問答を續けたが、ラッセルは飽
迄詳細の討議を拒絶し、日本使節は次の如き覺書
を得たに止つた。

壬戌五月八日

千八百六十三年第六月五日

(前略) 通用のことよ就多ク重大なる疑問ふま
バ、ロルド・リュツセル今之レハ決答をること
能ハセ、但し他之官局と評議をるの後、江戸ハ
在る英國ミニストルハに指揮して大君の外國掛

幕末貨幣問題に關する若干の史料(高橋)

りミニストルハ通報し、適當なりと爲せへき取
計を爲せへし

デヨン・マクトナルト謹寫⁶⁾

要するに、この會談が不得要領に終つたことは、
當時の一行中の某のロンドンよりの書簡に
貨幣の事は彼方より苦情被申立大に目算相違申
候⁷⁾

とあるによつても窺はれる。

併し、英國政府は如上の約束に基き、當時大藏
省に在りしアーブスノットに命じ、駐日公使より
の情報を基礎とし、日本通貨問題、就中竹内等日
本使節によつて爲されたる提案につき調査せしめ
たのであつて、その事情は本文内容に明かである。

報告書の筆者アーブスノット (G. Arbuthnot
1802—1865) は十八歳にして大藏省に入り、爾後
三十年、その間、繼續的に六代の大蔵の秘書官と
なつたこともあり、又再度大藏次官を勤め、財政

(三七)

一三一

上の諸問題に數多の功績を残し、就中通貨政策、金融及銀行事務に關しては最高權威と目され、特にその晩年、印度に於ける貨幣制度の大轉換に關し、その蘊蓄を傾け、しかも之と前後して日本通貨に關する貴重なる報告（即ち本報告）を提出したことはその特筆すべき業績とせられてゐる。

以上が大體本報告成立迄の經緯である。

註

1 史料編纂所々藏

福田作太郎筆記二一、歐羅巴行御用留

御勘定奉行同吟味役申上候各國談判向之儀ニ付評議申上。

2 史料編纂所々藏

竹内下野守等歐洲巡行御用留、出帆前之件「怒」

3 同 御用留、巡行中之件。

なほ、佛、魯、蘭三國の分は開國起原（海舟全集第一卷六九八、七〇二、七〇四頁）に發表されてゐる。英國については後に示す。

4 同 御用留、巡行中之件。

戊五月八日、英國旅宿於而エールコックに對話書

5 同 同

戊五月八日、英國外國局に於て外國事務執政リユツセル對話

書

6 外務省所藏、文部省維新史料編纂會依託

通信全覽 類輯 修好門十四

7 夷匪入港録第一、二二九頁。

8 Dictionary of National Biography に従つた。

三、ブリュー・ブック『日本通貨』

以下、拙譯に當つて、自分は恩師幸田成友博士の御配慮により東京商科大学圖書館所藏本に據ることが出來た。

なほ、本報告書は、同圖書館所藏の

Tract on the Currency by G. Arbuthnot Lond.

1865.

にも含まれてゐる。

拙譯中の註記は原著者の註なることを明かにせざる限り、全て筆者の註であることをお断りしておく。

× × ×

日本通貨

下院の命令に對する復命

一八六六年八月七日附

日本通貨なる題目に對し、大藏省會議局に充てたる故アーブスノット氏により爲されたる報告書の寫し、一八六二年十二月二十四日、一八六三年二月十八日、同年五月二十八日、同年十二月二日各日附、竝に上記に關聯したる覺書、文書等、上記報告書に添附せられたるものを含む。

一八六六年八月十日 大藏省に於て

デョーデ、ワード、ハント

(註) 右の簡單なる序文が附せられて本報告書は下院に一括提出せられたのである。而して以下は筆者の所謂「第一報告」

幕末貨幣問題に關する若干の史料(高橋)

に移る。

なほ、前述の如く本報告書の資料は主として駐日公使ルサフオード・オールロック卿によつて送られた情報に基くものである。故に同卿の名著『日本三年記』(The Capital of the Tycoon: a Narrative of a three years' residence in Japan. London. 1863) 卷第二十七章中の「日本の貨幣組織並に通貨問題」なる長文の敘述は、本報告の資料を爲せる見解として、本稿と併せ見られんことを切望する。

日本通貨に關する報告書

一八六二年十二月二十四日

大藏省に於て

閣下

閣下の命令に隨ひ余はルサフオード・オールロック卿と日本通貨なる目的に就て通信を交した。調査の目的及範圍に就いて充分なる訓令あらざりしによつて、昨年六月二十三日附のハモンド氏よりの書翰を以て、本國政府の求められたる調査の性質についての指圖として解すべきものと余は推論する。該書翰には左の如く記されてあつた。

(七九)

一三三

即ち日本國使節が當國に在りし時、該國通貨の調整問題について談合することを希望してゐた、而してその件は條約締盟列強の一致を見たものであらうが、しかし本事實は日本に於ける外國商人及び彼等の取引上に深刻なる影響を與ふる怖れがある故、アール・ラッセルは詳細の討議を拒絶して、猶ほ大藏省當局と協議するであらうと述べたといふ事が記載されてゐた。

該事實は疑もなく駐日英國使節の不在中、現行取極を變更する目的を以て日本使節と交渉を開始する事を好まなかつたものであらう。併し乍ら豫備的調査の目的の爲に、新たなる且つ困難なる諸點を含む問題に關し、ルサフォード・オールコック卿と協調して、従はるべき道程につき、明朗なる決定に到着する爲に本國政府の助けとなるべき多くの情報が該使節によつて提出され得べきものであることは疑を容れない。

日本政府が日本幣制について現在申出でて居る變更に關し、英國使臣と完全に通信を交換し居ることは事實であるが、個人的照合による情報を詳細及實施の諸點に誘引することが望ましいことであらう。而して若し日本使節が英國に於ける造幣局長及び他の當路者と直接交渉を開始して居つたとすれば、問題の満足なる解決をなほ妨げる怖れある彼等の先入感を除去し得たかも知れない。

我々は二世紀以上に互り限定的な原則の下に彼等の取引先と交渉を有ち居る人々と取引しつゝある。通商及通貨の問題について彼等日本人はオランダとの國交により歐洲の實際について多くの情報を得たことは疑を容れない。併し乍ら、該情報たるや彼等自身の欲したことについてだけ需められたものらしく、その結果として、歐洲人には容易に呑み込めぬ人爲的組織を採用するに至つた。然し乍ら、歐洲人の見地を以てすれば眞に奇異

なる感があるとは謂え、彼等は支那人とは異つて、仲々どうして慎重に計畫された貨幣制度を有つものであることが判つた。その制度は歐洲人には奇異であつても、日本國內の欲求には良く合致したものでらしい。

彼等の貨幣はロンドンでは造ることの出来ない分析表の下に鑄造され、而して東洋諸國に於ける貨幣に普通見受けるものよりも遙かに多分の統一性を有つものだ。

この統一ある組織は一八五八年の條約によつてその根柢から動搖させられた。而して英國政府は該條約の結果を検討する爲に最近日本使節を招致したのであつて、その目的は締盟各國の同意に合致し得べき新たな取極を採用せんが爲である。

過去にどんないきさつを経て居つても、又、條約の結果を回避或は矯正せんとする目的を以て、日本に於て如何なる奇怪なる條令が實施されて居

らうとも、使節の申出は公正なりと思はれる、而して該申出は英國政府によつて迅速且つ慎重なる考慮を拂はれざるべからざるものであるとの理由を提示し得るものと思ふ。

余は該條約第十條の條項に反對な結論を形成するに傾きつゝあるが故に、余は筆初に於てこの觀察を提出する。而して反面に於て余の憂ふる所は余が問題の明確なる判定を形成すると自稱するよりも、なほより良き機會を有すべき各方面の人士の意見もあらんことである。然し乍ら、本件につき余が異論を提出するものであるとは云へ、余は閣下に腹藏なく且つ有りのまゝの事態及理由を、余の能ふ限り明白に通告する事を以て、余に課せられたる重要な義務なりと思考する。

余は余の心を打ちたる疑問をルサフォード・オールコック卿に充て、腹藏なく記述するを以て適正なりと思ふ。かくすることによつて、オールコ

ツク卿自身が個人的に或程度迄責に任ずべき今迄の成行を説明する機會を卿に與へることも出來ようし、他面、余自身としても問題の採量上決したる余の見解を彼の前に披瀝することによつて、余の所感を検討するに便ならしむると共に、余が或は墜りたらん所の過誤を訂正することも出來ようかと思ふ。

左記は英國と日本の大君との間に締結せられたる一八五八年八月二十六日附の條約の第十條の寫しである。

『全ての外國貨幣は日本に於て流通すべく、而して同種の日本貨幣と等しき目方を以て通用すべし』

『英國臣民及び日本臣民は自由に外國又は日本の貨幣を以て相互の支拂に充てる事を得』

『日本人が外國貨幣の價值を知悉するに至るであらう迄には若干の時間を要すべく、日本政府

は各港の開港後一ケ年間英國臣民に對し英國貨幣と交換に同量の日本貨幣を供給する。而してこの改鑄の爲の歩割は徴收しない』
『全ての種類の貨幣（日本の銅貨を除く）は貨幣に鑄ざる外國金銀と同様日本より輸出することを得。』

(註) 右條約文は英文による條約面の拙譯であるが、之と併記された邦文條約面を見るとやゝ微妙な差異を發見する。

外國の諸貨幣は日本の貨幣と同種の同量を以て通用すべし
雙方の國人互に物價を拂ふに日本と外國との貨幣を用る事妨なし

日本人外國の貨幣に慣されは開港の後凡一箇年の間各港の役所より日本の貨幣を以て貌利太尼亞人願次第引替渡すべし鑄直しの分割は差出すに及はず

日本人諸貨幣は（銅錢を除く）輸出する事を得並に外國の金銀は貨幣に鑄るも鑄ざるも輸出すべし

（締盟各國條約彙纂明治十七年四二四頁）この和英兩文の齟齬は既に遠藤氏により指摘せられてゐる。

出來た所でせいつゝ不完全なものには違ひないが當事者をしてこの特殊な取極に着手せしめた動機

を判断する爲には、合衆國の代表者と日本人との過去の談判に迄言及する必要がある。

合衆國と日本との間に於ける最初の通商條約の爲の一八五四年の談判の中で、貨物の支拂に受授さるべきアメリカ貨幣の價值に關して問題が起つた。

ヒルドレス (Hildreth) の日本に關する著作 (一八五六年 ロンドンに於て公刊された) 中にその談判が記されて居り、日本の通貨の状態について説明が與へられて居る。その記載によれば日本の銀貨が金貨及銅貨に比して過値されて居ることが明かであり、且つそのことは條約の當事國雙方に知悉せられて居つたことも又明かである。

合衆國の代表者によつて、合衆國の銀貨幣を日本の銀貨幣に對して等しい名目價值を以て受授することの承諾を得んが爲の努力がなされたのであつた。こゝでヒルドレス自身の言葉を借りよう。

『日本側委員は我々の (この場合アメリカ) 貨幣は日本人にとつては地銀に過ぎぬと云ふことと固執した。しかもその結果、日本に於ける支拂に關する限りに於て、アメリカドルはその三分ノ一のみ方しかない日本人の一分銀と同じ水準に置かれるのである』

(註) 更に二年後貨幣問題折衝に當つたハリスはその日記中に
なほ次の如く記して居る。

一八五六年九月十五日 (月)

從來我々は一ドルで一分銀一個としか換えてもらへなかつた。之は長いことではあるまい、余は、本國政府から、適當な價值で米國貨幣が通用するやう固執せよと命ぜられてゐる。(The Complete Journal of Townsend Harris New York. 1930. P. 233—4)

余の意見としては、日本側委員が、この場合問題となつて居る案件について、相手側アメリカ委員よりも遙かに正しい見解を示した事實及びアメリカ委員の所説には價值及び價格に關する交渉を行詰らせた所の數多くの謬見が包含されてゐると

云ふことを看取せざるを得ない。

結論に達する以前にこの點について猶ほ詳細に言及する機會があるであらうが、併し乍ら余はこの案件の處理は日本人の無智頑冥を示すものであるとして痛罵するものがあるとしたならば余は談判の當初に於て彼等が完全な意見を吐露したことを以てその注意を喚起する心算である。

只々惜しむべきは、彼等がその時に言明せし意見通りに斷乎として行動せざりしことである。若しも彼等がさうして居つたならば多くの煩累もなかるべく、又多くの被害も避け得られたであらう。

(註) 大日本古文書、幕末外國關係文書卷十八、五二二頁所載
安政四年十二月四日米國總領事より提出せられた日本國亞米利加合衆國修好通商條約草案第五條によれば、日本貨幣の輸出は一切禁止すること、等明かに示されてゐる。これが急に日本側から讓步せられた時ハリスは次の如く驚倒してゐる。

安政四年十二月二十日

一八五八年二月三日(水)

通貨に關する第五條には、一切の外國貨幣の日本支拂には六

分の分割を附加すること並に日本貨幣の輸出を禁止することがある。然るにたまげた事には彼等は六分の分割、日本貨幣の自由輸出禁止を放棄した。而して外國貨幣は日本に通用せしむる旨宣言した。彼等は余を驚かしめた。(The Complete Journal of T. Harris P. 529)

余は日本政府がこの重要な點に結局讓步したる事情を詳にしないが、併し乍ら兎も角も、合衆國代表ハリス氏により一八五七年談判が再開され而して同意を得るに成功し、該同意がやがて一八五七年にエルデン伯(英國使節)によつて締結された條約に包含された。余は第十條の取極は一八五八年七月中、合衆國政府と締結した條約の一條項の丸寫しであると諒解する。而してそれが英國代表によつて多くの調査なしに採用されたのは、多分、只單に他の列強にその要點が讓步せられたのであるから我國にも許可を得ようと云ふくらい理由に過ぎぬものであらう。

併し乍ら今迄の成行の如何に關せず、又如何な

る意見が取り極めに對する抽象的政策として立てられて居ようとも、日本人をして彼等の國內に外國貨幣の通用を許容せしむるが如き特異なる同意を彼等に餘儀なくせしめようとする場合には、彼等の通貨方式の運用を確定する爲に若干の骨折が必要であるのは勿論であるし、又外國貨幣が交換授受せられ、かつ日本貨幣と同時に通用される場合の條件が注意深き規定の下に設定されなくてはならぬことも又當然と言はざるを得ない。

該條約にはこの種の豫防手段が缺けて居つたのである。該條約には下記の事が雜駁に規定されて居つた、『外國貨幣は同種の日本貨幣と等しき目方を以て通用せらるべし』これは多分金銀貨は各その同じ金屬の等しき目方及純度に於てそれ／＼交換せらるべきものである事を、交渉者に依て企てられたものであつたらう。然し乍ら目方の事だけが條約に記載されて居つた。日本の銀貨が日本の

金貨及び銅貨に對して有つて居つた關係や、名目價格上の關係の意義に關し、何等の照合も爲されなかつたやうである。この點をよくたしかめ、それに對する條件を設定して置くことを怠つた事に漸て多くの害悪が胚胎したのである。

例へば、いま若し、フランス政府が、貴金屬上の内容にピッタリ合つた價值を有つフランス銀貨を、當英國内に於て、目方對目方で、英國補助貨幣と交換流通し、即ち五法の銀貨を出して、一志銀貨を得、而る後に、その名目價值によつて磅金貨 (sovereigns) と交換しようと申し出でたとしたならば、それは途方もない事だと思はれるに違ひない。

さうしたならば、フランス人は該取引に於て、志の名目的流通價值と志に含れた銀の實質的價值との差額即ち八乃至十パーセントを儲けてしまふことになるのは明瞭である。

さり乍ら斯様な契約が二歐洲國民の場合に存在するならば、國際間の道義に反して居る事は明瞭であるのだが、その結果が今、日本人の上に強請されてゐる事柄の性質を如實に示して居るではないか。只、その相違としては、變則が程度に於てより大きく、且つその結果に於ける被害が遙かに大なりしのみである。

この問題を明かならしむる爲に、余は條約締結當時日本に於て流通せる貨幣の分析表を造幣局長より受領し、且つその以後發行せられし貨幣に關するものをも受領した。(その雛形はルサフォード・オールコック卿により余に提供せられたり)而して余は本件について造幣局長よりの報告書全文をモカッタ、ゴールズミッド商會(Messrs Mocatta and Goldsmid)よりの覺書と共にこゝに添附するものである。

取り敢ず、條約が締結された當時用ひられて居

つた三つの主要なる貨幣に關して記載する必要がある。即ち

小判 分析表による値打 英貨に於て十八志四片_{1/4}

一分銀 實質的に大略 一志四片_{3/4}。然し乍ら日本の造幣法によつて小判の四分ノ一を表示するもの。

銅貨 實質的に大略小判に對し六千四百の價値に通用しあり、然し乍ら一分に對しては平均千六百の割合で通用しつゝある、而してその割合は毎日の銀の價格に隨つて變動しつゝある。

分析の比較表に於て見らるゝ如く、日本の通貨に於て銀の金に對する關係は辛ふじて五對一なるが故に、世界の一般市場に於て地銀が金に對して有つ平均割合(即ち十五半對一)よりも三分ノ二の限度に迄過値されて居ると云ふ事が判る。

日本の銀貨は、斯様にその貴金屬の内容上について言へば、甚しく過大に見積られた補助貨として構成せられて居る、それ故に、金屬の實際の値打に随つて流通して居る金貨及び銅貨に對して二つの極端なる比率を交換上表してゐた。

政府は金及び銀の鑛山を統率する權限により、その産出を調節するの力を有して居る。この力は日常生活に適應せる政府の特異なる組織と相俟つて、金及び銅なる二つの價値の並行的單位と補助銀貨との間の釣合を調整することが出來た。

金の流通が銀貨の流通價値の實際の根本的支配を司つてゐるとは云へ、金貨の使用は限定されて居た。そして交換の仲介物たる銅貨はその基礎的價値について祿々考慮されずに、銀通貨に從つて通例概算されて居つたらしい。

されば、我々は日本以外の如何なる國に於ても維持し得ざるべく且つそれがその特異なる制度の

力の下にのみ維持し得るかと思はれる政府の規定に依存する極度に不自然なる組織の存在することを見出すのである。

正義に基き、日本側委員は一八五四年度の合衆國側委員に對し、彼等の銀ドルをば、日本に於て日本の補助銀貨と共に目方對目方で流通せしむる事は許容し得ぬと主張し『アメリカ人のドルは日本人には地銀に過ぎぬ』と云ふ舌鋒を以て論争した。實にこれこそ問題となつてゐる諸點をいみじくも明かにしたるものと言ふべきである。つまりこの言ひ廻しは、ドルはそれが含有して居る銀の値打以上には日本に於て巷間充てられないものであつて、他面一分銀はその貨幣そのもの、値打に充てられずして、慣習的且つ概念的な値打に充てられてゐるものなのだと云ふ意味なのである。

この主張が事實に一致せるものなることは今更言ふ迄もない。

一分銀は單なる補助貨に過ぎないこと、及び銀貨と金貨との間の比較率の不釣合は、日本に於ける貴金屬の比價が日本以外の世界に實施されて居る比價と如何に差異があつても、それによつて生じたものではないと云ふ事、之等についてなほ疑を存するものがあるならば、日本に於ては地銀が銀貨よりも遙かに安價なる事實、換言すれば地銀は商品の一種として銀貨自身の目方ばつちでは到底賣買されては居ないと言ふことで立證することが出來よう。余がルサフォード・オールコック卿により告げられた所によれば、日本に於ては銀製の器物の目方は、それを買ふ爲に支拂はれた銀貨の目方の二倍を越えるとのことである。しかもその値段の中には製作費も勿論含まれてゐることなのである。

條約の結果は靚面であつた。一個のメキシコドルはその金屬の値打に於て大略一分銀三個に等し

いことは確められてあつた。比較は目方によつて大まかに見積られたらしいが、分析表によつて、それら貨幣間の本質價値の比較がほゞ正確であつた事が實證された。

この故に外國商人は一ドルにつき一分銀三個を要求する事を條約の下に資格附けられ、且つ同じ條約により、斯様に取得されたる一分銀に對し造幣局の定むる所の價格に従つて日本の金貨が得られ、而して金及銀の自由なる輸出について許可が與へられた。

小判は概算に於てほゞ四銀ドルの値打があつた。であるから四ドルで一分銀を十二個手に入れることが出來、しかも一分銀は法律の定むる所により僅か四個で小判に對する割合とされて居つたが故に、金はその實際價値の略々三分ノ一に等しき支拂によつて手に入れることが出來た。

かゝる取引の下に日本の金貨が逸早く姿を消し

てしまつたと云ふ事はこゝに書き添へる迄もない。

日本人が、該條約によつて彼等の金が掠め取られたと抗辯せざるを得ないのは怪しむに足らぬではないか。

その抗議たるや根據なしとすげなく言ひ切り得るであらうか。

さり乍ら、假りに該條約の談判當事者に勿論第二義的にはあるがその憎むべき條約に關し責任ありとしても、せめても英國の代表者により、日本の幕府 (court) に於て、その實際の行使に當り、余が敘述したる結果を輕減乃至除去せんが爲の能ふ限りの努力がなされたことを發見して、余は僅かに自ら慰むる所あるのみである。

ルサフオード・オールコック卿は直ちに駐日總領事たるの前の職掌上の資格に於て、大君政府に對し、彼等の通貨状態が不變更のまゝ、放置された

場合に該取り極めの齎すべき避け得られざる結果を指摘し、彼等の金・銀貨中の貴金屬の率を改正して彼等の金を保護する方策を採用するやう急告した。

さり乍ら英國公使及領事は實際に於て非常に困難な立場に置かれて居た。

彼等は英國商人の利益の爲には條約の原則を主張すべく餘儀なくされて居つた。そして彼等は良心に於ては等しく日本人をこの瞞着から保護する義務があつた。眼を開けて居乍ら畏にかゝり、しかも多分自分の器用さでその結果を避けることが出来ると思つて堅く心に期してゐる人々を指導するのは容易な事ではない。

日本人によつて採用された最初の方策は憐れを極めたものであつた。

余は、該方策は第十條中に包含された規定に彼等が同意した時既に彼等が心中ひそかに目論んで

居つたものであるといふルサフォード・オールコック卿によつて示された意見に同意せざるを得ない。

(註) Alcock: Capital of the Tycoon, Vol. II P. 416. 參着

さもなくば、彼等日本人が一八五四年度の談判に於てあれほど明快に價値及び交換の原則の解釋を示した以上、余は、彼等が如何にしてあのような條約に同意するに至つたかを諒解し得ないのである。

彼等は斯様に考へたのかもしれない、即ち、彼等は日本國內の貨幣の流通を調整する力を有つて居る以上、その使用が彼等の國內關係に局限される限り、彼等は外國貨幣の取扱をなすに當つても又同様の祕術を發揮し得るものと考へたのであらう。

併し乍ら、彼等の見解がその様なことであつたならば、彼等は、彼等が新に交渉を持つやうに

なつた所の歐州及米國の商人達のより廣い實際的な經驗によつて機先を制せられてしまつたであらう。

彼等の採用した方策といふのは新しい銀貨を鑄造する事であつた。その銀貨は二朱 (half an *it* neboe) にあたる種類であり乍ら古い一分銀の一倍半も銀を含んでゐるものである。この新しい貨幣が誠實に (Bona fide) 一般流通上發行されて居つたならば、その結果は一分銀の本質的價値を上昇せしめ得、且つ交換に於てもその名目價値と同等にすることが出來たであらう。

一ドルは而る時には一分銀一個と等價を示したであらう。而して一分銀もドル銀も共に四個を以て小判に對する割合を持って通用したであらう。

日本銀貨と外國銀貨との間の齟齬は斯くして調整し得られ、而して條約の條件並びにその條約の意向なりと余が考へる所のものはいづれも遵守せ

られたであらう。

さり乍ら大君政府は異う目的を持つてゐた、彼等の企ては斯様であつた、即ち新しき貨幣は外國人との取引の目的に對してのみ使用せらるべきものとし而して彼等は土着の人々に強要してその人が受取つた支拂金中にあつた新しい貨幣を造幣局に交換の爲持参させ、目方對目方でなく古い幣制の一分銀に對して二朱 (half-ryzeboe) の名目に從つて交換せしめたのである。彼等はかくして交換に於ける舊一分銀の名目價值を維持せんと力めた。

狡猾でこそあれ眞に妙案であつて、しかも事實に於けるや拙劣であつた。

補助貨幣制度はその流通する量を制限することにより、その本質的價值を超えた名目價值をば維持することが出来る。これは發行に制限を加へるか乃至は兌換の額に限度を設けるかの孰れかの方

法により成し遂げ得るものだ。併し乍ら若しも日本の造幣局がそこに持つて來る銀をいくらでもかまはずに鑄造したとしたならば、その結果たるや恐らく日本の補助貨幣の急激なる購買力の減退を招來したであらう。

さはさり乍ら、かゝる抽象的考察に入るの必要はなかつた、この行爲は明かに條約違反に引つかつた。即ち、貨幣がある制限された用途に向つて發行された以上は、それは本當の意味で「日本貨幣」として認められないのみならず、英國商人はその貨幣を廣く一般的使用に用ひて利益を得る權限を獲得し得たであらう。

之等の理由により英國代表者はその行爲に對し抗議を提出した。而して數回の談判の後、新貨幣は日本政府により廢棄せられた。

(註) こゝに問題となつた新二朱銀 (大形二朱銀) の發案者を福地源一郎は水野筑後守と言ふ。時の外國奉行にして後の所

謂「屏風の水野」のことであればさもありさうに思はれるがなほ後考を俟つ。(懷往事談十八頁)新二朱銀案が條約締結に當り既に目論まれて居つたとのことは從來の我國に於ける諸研究に於ても一致して居る。

この後始末として日本政府によつて採用された次の方策は銀貨の本質的價值に平行する迄引き下げる爲に金貨を變更することであつた。小判は従前の目方及價値の三分の一以下に切り下げられた。

一分銀は目方に於ても銀の含有量に於てもその以前の狀態と變更がなくして、しかも、今や引き下げられたる小判の四分の一を表はすのである、そしてその交換に於ける價値は金に應じて額面に置かれ、メキシコドルに對し目方對目方の狀態に置かれた。

(註) 所謂萬延元年の幣制大改革である。遠藤氏前掲論文參照

さり乍らこの方策は銅貨が銀貨に對し有つて居つた従前の關係を混亂せしめた。

余は余の命令に於て集めたる情報が不完全なりし爲、一分銀との關係に於て錢の流通價値を決定する原則に關して到達し得たる結論は單に推論を提出したのである。

若しも、この推論にして正確であるならば、銀貨の減價より來る實際的影響は、現金としての購買力を變更することなしに、銀貨と交換せらるべき銅貨の比率を變更したであらう。若しも一分銀の流通價値を變更する以前に千六百個の銅貨が一分と同等であつたならば、銀の流通價値が三分ノ二減少した後は五百三十三個が同等であるべきだ。變更の後是一分銀を以てしては以前買入れ得た米の分量の三分ノ一以上は買へぬだらう。然し乍ら千六百個の銅貨で買ひ得る量に變りはなかつたらう。價値、即ち金、銀及び銅(この銅については規定はない)の諸單位の同時存在を認める上は奇異なる結果が提示されるであらう。そして容

易に定義づける事の出来ぬ程の紛糾が惹起されたであらう。

さり乍ら、余が明白に諒解することの出来ぬやうな一風變つた見解によつて日本人は左右される。余が想像する所では、銅貨の輸出は條約の第十條の末章により禁止されて居るにも拘らず、金貨と銀貨の關聯價値の變更が銅貨を買ひ占めることの誘導を醸成し、又、同様に一分銀がその捏ち上げられた價値からその本質價値に引き下げられた時、金を買ひ占められたのだらうと思はれる。

余は下記の如き結論に導いた論理を尋ね得ないが、併し乍ら動機はどうあらうとも、兎も角日本人は流通上より銅貨を回収して鐵貨を以て之に代ふるの方策を採用した。而してその鐵貨は現在、一分銀に對し千五百個の割合で補助貨として通用して居る。

この變更は一分の錢に對する名目價値を維持す

幕末貨幣問題に關する若干の史料（高橋）

る効果を齎した、が同時に錢の購買力を銀貨の低落に等しく削減した。斯様にしてこの變更は下層階級の各人の家庭に及ぼされ、その生活を壓迫した。

之等の變更により、日本通貨は下記の割合に減額した。

縮小された小判の價値は大略英國貨幣に於ける五志六片の價値。

一分銀は縮小された小判の四分ノ一を表示し、しかも従前の如く一志四片 $\frac{3}{4}$ の價値。

鐵貨は本質的價値なきも、一分銀に對し千五百個の割合で通用する。

余は未だ嘗て（野蕃時代を振り反るに非ずんば）一國の金錢上の規定が、これ程に急激且つ強暴に揉り取られた他の例を聞知しない。外國人の容喙によつて捻出されし如き事實は絶対にない。

通貨の購買力の減退なる事は時には早急なるこ

ともあらうが、通常豫め警告されるものであり且つ、物價竝に或程度迄は契約にも漸進的に再調節をなすべき充分なる餘裕が與へられるものである。所が日本のこの場合には流通貨幣の價値が一朝にしてその以前の三分ノ一に購買力を減退したのである。而してこれは何等國內的困却事に原因されたのではなく、只外國商人の利便の爲の外部よりの壓迫に基いて爲されたのである。

(註) 本報告の筆者は萬延の幣制大改革は外國人の容喙によるものでないとしてゐるが、尠くとも或種の諒解が外國使臣にたくして外交的にあれ程圓滑に進行し得るとは思はれない。この疑問に對し右の萬延幣制大改革に先立つこと一月の安政六年十二月廿三日附老中脇坂安宅より出せる左の文書筆記は興味がある。

十二月廿四日御勘定所御出し

以書翰申入り、一昨日英國コンシユルゼネラル外二國金貨之儀ニ付、英吉利コンシユルゼネラルとの談

判ニハ、小判壹枚又壹分銀十二と對用之由、外二國申聞しといへども、此方にて八十五と定度旨申入双方の見込齟齬候由之、右と折衷いたし可然旨及談判處、同意之趣^(カ)ニ付、先つ試み壹分銀十三半をもつて保字小判并壹分金の價を定免んとは然といへとも此上も金貨濫出又乏少ニも至シ節を猶談判之上金價を引上げんと欲する由 詞言

脇坂中務大輔

安政六年未十二月廿三日

(史料編纂所々藏、英國往復御書翰 安政六年 後八月至十二月) 右は恐らく老中脇坂安宅が幣制大改革の内容につき英國その他の使臣との間に意見を交換し、その決定事項を勘定所に通達したる文書の控であらう。之を以て看れば萬延の幣制大改革も外國側の智恵が十二分に入つたのであらうし、外交的にも前の大形二朱銀の如き不體裁の生じなかつた理由が合點がゆくのである。

金錢の價格及び金錢上の契約の上に、この結果起つた混亂によつて惹起された不便は莫大なものではなくてはならない。

余はこゝに賃銀の混亂の結果をその一例として採り上げ、以て、かゝる賃銀の混亂がこの重大時期に於ける政治的關係を有すると共に、將來に於ける對日關係に重大なる影響を有つものなることにつき閣下各位の特殊の御注意を喚起するを余の義務なりと信ずる。

諸大名は多くの家來共を率いてゐる、彼等はその衣食に加ふるに一分銀を以て支拂はるゝ極く僅少の給料を給與される。

その給料は通貨の購買力減退以前には辛くも彼等の家族を扶養し得てゐたらう。併し現在は以前必要とした物資の僅々三分ノ一を購入し得べきのみである。この階級の人々の心中に起つた不満と昂奮は極端である。

(註) オールコックは更にこの點につき明快に左の如く述べてゐる。

「最善の矯正は、我々の側に落度があらうと正しからうと、我が條約第十條となつてゐる、條約中の貨幣の條項を廢棄す

幕末貨幣問題に關する若干の史料(高橋)

ることに見出さるべきである。……

實際、亦、將來の我々の利益と云ふ見地からもそれが望ましいことではあるまいか。自分は、最大にして且つ最も一般的に滲透せる敵愾心の二つの原因は、封建的要素と、軍事的な家來達や役人階級に對して特に強く反應した貨幣上の不安にその證據を求められるものであり、而してこれ等が彼等の敵愾心に對する餘計な且つ特殊な刺戟を與へて居るものであると信ずる。」

(Alcock, Capital of the Tycoon, Vol. II P. 414)

「この階級の心に捲き起つた不満と昂奮は既に我々が鮮血を以て綴られた證據を有つてゐることで知らるゝ通り強烈なものである。(ibid. P. 426)

外國人との自由貿易の介入により、その金銭的利害に影響を受けし諸大名は、彼等がよしんば手段があつたとしても、彼等の家來共の給料を増加することによつてその不満を鎮靜することを敢てしなかつた。

余はむしろ、諸大名は彼等の家來共が彼等の主人たる大名に對してよりも、外國人に對してより多く激昂することを喜んでゐるのであらうと怖れ

(三五)

一四九

てゐる。

日本政府はこの不満を鎮靜すべく各種の方策を採るの必要を痛感して居るかに見える。日本通貨につき彼等が現在申出で、居る變更はこの目的を示唆してゐる。しかして實際の所その動機たるや彼等の利益たると同様我々の利益でもある。

駐日英國公使の許迄彼等によつて爲された提案は、自分の推斷した所では、日本の使節は英國政府の言ふ所に服従しようとして望んで居たのである。

その提案と云ふのは、彼等は現在の銀貨の鑄造を撤回することは勝手であるし、且又それに代ふるに、ドルの半分の目方を有つ「一朱」(Half itzeboe)と名づくるものを以てすることも自由でなくてはならぬとするものであつた。(提案をした時の彼等の服従的態度と云ふものはまづこんなものだつたのである。)この取極の自然的効果は二朱銀二個で現行一分銀三個と目方で釣り合ひ、しかも勘定の

名目上は二朱銀二個で一分に充てることになるものである。

斯様にして一分銀の購買力はドルの認識を妨げるべき他の原因が発生せざる限り、日本貨幣と目方對目方で對等に支拂をする場合、ドルの購買力と等しい所迄引き上げられるであらう。

若しも千五百個の鐵錢が一分の名目價值を表はすならば「正金」である限りドルの名目價值は三分ノ二購買力を減ずるであらう。

併し乍らその千五百個の鐵錢の購買力は、一分銀三個の現在價值を表はして居る所の四千五百個の鐵貨によつて保持されてゐる購買力と同じであらうから、ドルの錢に對する實際の價值は變更されぬまゝであらう。

余がかゝる詳細論に言及するのは、日本政府の申し出でが左記の理由の下に反對に遭遇するものと思はれるが故である。即ち彼等の申し出での如

くせんか、ドルが現在交換し得らるゝ正金の量の三分ノ一以下に交換せらるゝやうになるであらうし且、又、その購買力がかゝる變更により六割乃至七割方引下げられるであらう。

その反對は余の見所によれば貴金屬の本質的包含量に基く貨幣の實際の價值と、本位貨幣の一部を代表する補助貨幣の名目價值との間に起りたる混雜に論據を有するものゝやうである。

余はこの點を特に明かならしめんと希ふものである。何故ならば若しもドルの交換に於ける價值が一分銀との比較に於て引下げられねばならぬならば（而してこの種の變更は既に或程度迄知覺せられて居る）それは條約第十條に最初から存在する缺陷に基因するものなることが明かである事を確信する。その缺陷については余は程なく言及する筈である、なほ前掲の日本通貨の調整より當然生ずべき如何なる結果にも言及する必要はないで

あらう。

さり乍ら余の理論が正確であるか或は又外れてゐるか、孰れにもせよ、余は英國政府が、條約の第十條に違反すると云ふ理由の下に現在申し出られてゐる日本政府よりの提案に反對する權利を主張するの理由はないと考へる。

該條項の規定は全ての外國貨幣は同種の日本貨幣と等しき目方に於て通用せらるべしとするものである。若しもこの規定に拘泥せらるゝならば、大君は、余の理解する所によれば、彼の欲するがまゝに、彼の支配地に於て流通する貨幣の稱呼並びに目方を調整するの權を有するものである。

併し乍ら、提案に反對する權利を條約の力によつて主張する事は容易でないと思はれるとは云え、現在迄持ち越されてゐる案件やら、通貨問題の起つてゐる日本との國交に影響有るべき眞面目な考察やらからして、結局我々の干渉に起因した

弊害を修正しようとする彼等の計畫の上に於て大君政府と協力する方針を我々は支持することにならうと思ふ。

余は英國政府が、日本の銀通貨を更めて調整せんとする手配に反對してはならぬと提言するものである。されども彼等にして若しも金通貨の價值に同等の増額をなすことなく銀通貨の價值を引上げんか、彼等の金は過値されたる交換の媒介物となるに至らう、而して日本の財政状態に多くの混亂を惹起せしめた作用に對する逆作用が新なる困惑を頻發せしめ、かつ頻發へと導くであらう。彼等に對し之の點につき更に指摘することの妥當なることを余はこゝに重ねて提言するものである。さは云えども、日本通貨に於ける銀及び金の比較關係を再調整せんとする提案は極めて困難なる問題に導入する。

條約の下に於ける日本と我々との關係について

申すならば、銀通貨の調整なる當面の問題と余が本報告書の前段に於て採り上げたる問題とは緩急の度に於て同日の論ではない。併し乍ら歐米商人が既に日本人の錯誤につけこみ、これを悪用して儲けようと云ふ手際を見せて居る以上、どの道このまゝ成行にまかせて置けるものではないのである。

價值の複本位と一般に言はれて居る所のものは實際に於ては矛盾した言葉である。

本位とは「他のものを調整する所の不動の權威たる目方又は單位」と云ふ事である。

一國の通貨なるものは互に關聯して變化するやうな二つの本位によつて調整せらるべきものではない。而して金貨及銀貨を同時に通用させる爲に貨幣中の金量及銀量を按配しようとする企ては、結局一つの本位から他の本位に移行してしまふ結果になるものと云ふ事は明かにされてゐる。

金銀貨兩者の關係が略々釣合つてゐる場合には、かゝる轉化もさしたる實際上の不便なく行はれるであらう。併し乍ら、近年貴金屬の比價の上に起つた大動搖よりする地金銀市場の不安定状態を以てすれば、支拂に於ける法貨としての金及び銀の同時流通を調整せんとする如何なる企てにも現在は最も都合の悪い時期と言ふべきであらう。

この反對は、歐米諸國に於けるよりは東洋に於てはなほ更に力強く適用される。何故ならば地金銀市場に於ける變動は印度、支那及び日本に充てての送金の爲の銀の需要の變動によつて捲き起されたものであり、而して二金屬間の比價と云ふものは價値の永久不變の法則に對するよりもむしろ需要供給の法則の研究資料であるものである。

貿易の變則状態より來るかゝる跛行状態は需要が供給の本源よりも高まつてゐる國に於けるよりも更に強く感ぜられる。而してこれの續く間は東

幕末貨幣問題に關する若干の史料(高橋)

洋に於ける貴金屬の關聯價格は歐洲に於けるそれと決して等しくならぬであらう、而して金銀の價値の變動は大きくなるばかりであらう。

故に若しもドルが金に對して有つ所の關係に基礎を置いて金及び銀の貨幣制度を樹立しようと申し出でられたならば、結果として遠からずその關係を攪亂し而して通貨の混亂は引續き起るであらう。

かゝる見地の上から、余の見所を以てすれば、金又は銀を一定の本位として採用し、價値の唯一の單位を基礎として彼等の通貨を調整せねばならぬと云ふことを日本政府に薦めることが賢明であると思はれる。

若し金が本位として採用されるならば、補助銀貨たる一分銀の、小判に對する従前の關係が復活されねばならぬ、而して該金貨が支拂に於ける法貨として認められ、外國との交換もそれによつて

取締られねばならぬ。

又若し銀が價値の本位として採用せられるならば、日本政府によつて申出でられて居る所の銀貨制の新しい規則が、余の意見を以てすれば、同意されねばならない。而して金貨の使用はかゝる用途に度け極限され、而して大君が折々命令すると云ふ方法で、流通してゐる銀貨と鈞合はせて調整さるべきである。

結論として余は敢へて左記の件を提言せんとするものである、即ち、日本の通貨問題の解決は、日本人に對し道理に叶つて居ることを旨として、過去の誤謬を認めると云ふ精神の下に企てられねばならぬ。併し乍ら、苦しも余が閣下各位に致したる所の提言が考慮に値するものであるならば、條約の變更に迄渉るであらう。その變更には、大君との間に相似た取り極めを結んで居る他の列強の同意を得ることが必要であり、尠くとも望まし

き事である。

この見地に於て、日本人に對し、條約の嚴重なる取極めに相違する所の彼等の幣制變更は健全にして自由なる通貨組織を樹立する事を眼目とする方策が伴はねばならぬ、と云ふ事を要求するものが正當であると余は思考する。この一事にして確保されたならば、通商の利益は完全に期待し得られるであらう。

日本に於ける外國商人の自然の要求や彼等の商業的利害關係は彼等が取引してゐる所の國の通貨の固有な調整の爲に影響されてはならぬものである。

若しも彼等の取引の決濟に對し外國貨幣が求められて居るならば、それはその方法もあらうが、しかし余は、條約中に於ける約定に依て日本人に外國貨幣を押しつける企ては（他の考案は抜きにして）それは經濟學の根本原則を無視することに

なると思ふ。

日本は鑛産物に富んでゐる、而して彼等に我々の商人の要求する所の絹又は茶の如き物産の代償として彼等が既に多量に有つてゐる所の銀を受取つて呉れと云ふのは偏したる取引で、商業即ち物交換の原則を没却するものである。

國際通商に於ける貴金屬の適當なる使用は交易の差額を調整する爲にせらるべきものである。この原則はたとへこの場合不便がないからと云つても輕視さるべきではない。いや、日本の場合は、これに違犯する試みは條約によつて豫期せられたのとは反對の、非常に重大な結果に墜るであらうと余は怖れてゐる。

メキシコドル價格の特筆すべき昂騰がロンドン市場に於て最近看取される。

それは、支那及び日本に於て開かれたる新しき市場に使用せられる爲の、同貨幣に對する異常な

る需要によつて起つた現象である。

茶及生絲に對する交換の爲に支那に送られるメキシコドルの大部分は馬蹄銀 (Silver) に鑄直されて、最初それが送られた港に於ける價格に大して目立つやうな影響を與へることなく老大なる帝國 (大英) 内に撒布されて居る。

日本に送られたドルはその限定された領土内に殘されるであらう。何故ならばそれが撒布せらるべき抜け道がないではないか。

日本人は英國人に對する場合に限らず、他のいづれの國民に對しても商品の代償としてドルを必要とせぬであらう。その當然の結果として、一は銀鑛山に於ける作業を強請的に休止する事によつて産業と収益の本源を切り縮めるか、他は、日本に於けるその金屬の充滿を來さしめ、以て日本品の購入に對し、英國商人がドルを移送するも最早利益なきに至る迄物價を昂騰せしむるか、のいづ

れかになるであらう。

さり乍ら、之等の結果はドルが主として用ひられる所の新市場の爲に充分な數量のメキシコドルを入手する事が困難であることによつて或點迄中和されるであらう。而して東洋に於ける商業取引に於て、これら貨幣によつて占められて居る地位は日本通貨問題に關しては特殊な注意が向けらるべきである。

メキシコドルは以前に舊カラスドルによつて占められてゐた地位を最近とつた。

(註) カラスドル (Carols dollar) はメキシコドル以前に東洋 (支那) に於ける銀元として流通して居つたもの。

メキシコドルに對する需要は、メキシコドルに含れて居る銀價値を遙かに超えて、その價格に上昇を來さしめた。

ロンドンに於ける標準銀の現在値段に従へば、モカッタ、ゴールズミッド商會よりの同封書類に

示された通り、四志四片に大差なからう。

最近、香港に於ては四志十一片を唱へ、且つそれは假りに日本に於て試みられる所の交換の方法によるならば、その流通價値は恐らく五志を超えるであらうことは確實である。

一特殊貨幣の變態的な見積り價格と云ふものは、外國貨幣と日本貨幣とをその各に含まれた金屬の目方に従つて同時に流通させようと云ふ運行方法には當然牴觸しなくてはならない。

若しもその一貨幣がそれに含まれた純銀量の價値を超えて交換に評價されて居るならば、その差額に對して或種の辨償が多分發見されるに違いない。

一分銀の過價は前記の如き事情により衰へた。メキシコドルの過價は一分銀に對するその關係を調整することを餘儀なくせしめた。これは貿易取引の上から悟られたものらしい。

日本の現在の幣制に従へば、一分銀三百十一個はメキシコドル百個の有つて居る金屬と同じ分量を含んで居るものと思はれる。然るに何ぞや、それは『貿易上の貨幣流通に於ては僅かに一分銀二百三十一個を以て百ドルに等しいと考へられてゐる』と云はれてゐる。

かゝる變則は特種貨幣に對する勝手な選り好みから來たものに違ひない、而して條約の契約條項は商業の本能の命ずるがまゝの、かゝる因襲的な調整を決して妨げはせぬであらう。

眞の矯正は、煩累の素にして且つ調整上無意味な異常な取極に代ふるに、自然的手段を以てするにある。

彼等の物産に對する交換に於て、日本人が外國貨幣を受取らねばならぬとする規定の如きはそのまま押し通されてはならない。

商業と云ふものは強請のお蔭で支へてゆくべき

ものではない。

日本と交易をする當面の目的と云ふ狭い見地からしてさへも、一貨幣と他のものとの比較から起る紛叫は棄て去られねばならぬとする事を以て當事者全部の爲に得策とすべきであらう。しかして日本人としても自由貿易の趣意に合致したる方針を採用するやう慫慂せらるべきであらう。即ち自由造幣局を設立して造幣入費を顛補するに充分なる料金を取つて地金銀を貨幣に鑄直す爲に公開する事、之である。

該國の通貨に關する彼等の政府の固有の統制と兩立せぬやうな取り極めにより時期尙早の活動へ日本人を商業的に追込まんとするが如き早急且つ不合理な企てから齎らされる幣害は、必づや問題の満足なる解決を得んとする英國政府の計畫に合流することを他の列強が拒絶するであらう、と云ふ事は豫期する迄もなく明々白々である。

余はかゝる考慮が英國政府の正式の通告の下に
今迄には持ち出されなかつたと思ふ。

これらの考慮は注目に値するものである、何故
ならば、それらは商業の恆久目的に反する英國商
人の當面の利害を含む問題に一つの見解を開くが
故にである。

東洋に於ける我々の交易は問屋仲買によつて運
行されて居る。その問屋仲買たるや元々彼等自身
の利得を眼目として彼等の能ふ限り最善の方法に
於て買付をなすと云ふ以外に目的を有たぬもので
ある。

彼等は日本へ英國製品の紹介を企てる事に興味
を有たぬ。

彼等はこの狭量なる見解に對して責めらるべき
ではないが、しかし余自身としては、修好並びに
通商の條約と云ふものは猶ほ、より廣い眼目を有
たねばならぬものと信ずるものである。

政府の容喙によつて、この種の通商行爲を禁止
することは不可能であらうが、併し乍ら尠くとも
かゝる通商行爲なるものは例外的手段の下に獎勵
され進展されてはならぬものである。

早々拜具

(署名)
チー・アープスノット

英國大藏省會議局議員各位

同封書類 第一

グラハム氏よりアープスノット氏充て

一八六二年十二月二十日

王立造幣局に於て

拜啓

小生は、當造幣局に於て執行せられたる日本金
銀貨の一聯の分析表を送達する。第一欄に於ける
記述は右分析に用ひられたる貨幣を提供せられし

ルサフオード・オールコック卿によつて爲された
る説明である。

當造幣局關係の地金銀仲買人たるモカッタ、ゴ
ールズミッド商會によるメキシコドルに關する覺
書も添附致されて居る。これによつて日本貨幣の
價値の比較上の附け値が齎らされた。

一分銀（本表第五）は流通に於ける主たる媒介
物として諒解せられて居り、而して最大の實際的
重要性を有つものと考へられる。

現在の雛形の目方は（御覽の通り）トロイ衡に
かけて略々〇・二八二オンスであり、〇・二七七
オンスと先に余の許迄報告せられた、モカッタ、
ゴールズミッド商會により試験された右貨幣の他
の雛形よりは少々重いのである。

なほごく少量の金が該貨幣につき報告に見えて
居る。それは地金としては半ペニーを出でぬもの
である。

幕末貨幣問題に關する若干の史料（高橋）

その微細量たること、共に、まして近頃の一分
銀がドル銀から製せられて居ることが判明して居
ることでもあるから、實際上の當面の論點に對し
てはこの金は考慮に加へられずとも宜しからう。

この一分銀はトロイ衡の十二オンス即ち一ポン
ドの中に九グレインの割で金を含むのであるのに反
しメキシコドルは一般に一ポンドの中に四グレイ
ンの金を含んで居ることが認められて居る。

分析された一分銀は純銀〇・二四六二五オンス
を含んで居るから百分中九二・五の純銀を含む英
國標準銀として〇・二六六二オンスに換算される
譯である。

最近の一分銀はドル銀で鑄造されて居るさう
だ。この事はモカッタ、ゴールズミッド商會によ
り念入りに〇・八六八オンスと見積られてゐるメ
キシコドルと直接に比較することによつて認めら
れる。

同封書類 第二 日本貨幣分析報告

1862年12月20日 王立造幣局

貨幣の分類説明	各個のトロイ衡に於ける重量	地金の目方					
		トロイ衡に於ける目方			千分比		
		金	銀	銅	金	銀	銅
金							
1. 舊小判 外國貿易開始後撤回せられたるもので本質的に18割の値打あり而して四分に格付けてあつたもの。	0.36145	.2042	.1521	.0051	565.1	420.8	14.1
2. 新小判 名目上は同じ値打である(銀の四分)しかし乍ら形及び目方に於て舊小判の三分の一以下に縮小されたもの。	0.1067	.0618	.0445	.0004	579.0	416.7	4.3
3. 金貨 一分銀の半分を表示するもの。	0.02395	.01387	.00903	.00105	579.0	377.1	43.9
4. 鍍金されたる銀貨 金として考へられたもので二分の表記價格をもつもの。	0.09687	.07508	.02179	—	775.1	224.9	—
銀							
5. 壹分銀 條約が締結された當時流通してゐたもの。三分ノ一オンスで、且つ四個を以て舊小判に充つるもの。	0.28177	.00042	.24625	.03510	1.5	874.0	125.5
6. 銀貨 一朱 ($\frac{1}{4}$ itzeboe) の造幣價格を示すもの。	0.05937	.00004	.05850	.00083	0.7	985.4	13.9
7. 新銀貨 開港後現れたもの、一分銀の一倍半の銀量を有し、而して二朱 (half-itzeboe) と呼ばれ、その造幣價值だけを有つもの。	0.43854	.00015	.37004	.06835	0.4	843.8	155.8

(註) 日本貨幣分析表中、第四の「鍍金されたる銀貨」のトロイ衡に於ける銀量は原文には「.2179」とあるも之は明かに「.02179」の誤植と認められるので訂正表示しておいた。

平均メキシコドル：〇・八六八 オンス 比 一
 最近の一分銀……………〇・二八二 〇・三二四九

メキシコドルはモカッタ、ゴールズミッド商會の貨幣としての貴重なる資料により公正に評價された通り、一千分の九〇二・五の純度を有し、而して目方〇・八六八オンスである。故にそれは純銀としては〇・七八三四に、又英國標準銀としては〇・八四六オンスに當るものである。

早々拜具

トーマス、グラハム

同封書類 第三

モカッタ、ゴールズミッド商會による覺書

現今、當所に於て受取られしメキシコドルは主として左記の造幣所によつて鑄造されしものである。

幕末貨幣問題に關する若干の史料（高橋）

標識	一千ドルの重量 オンス	品位の範圍	ペニイウエイト
第一 Zs. (Zacatecas) ……………	867.5	899乃至903	Wo. 5 $\frac{1}{2}$ 乃至6 $\frac{1}{2}$
第二 Pt. (Potosi) ……………	868.5	896乃至898	" 6 $\frac{1}{2}$ 乃至 7
第三 Mo. (Mexico) ……………	868.5	898乃至908	" 4 乃至6 $\frac{1}{2}$
第四 G. (Guanaxuato) ……………	868.0	898乃至903	" 5 $\frac{1}{2}$ 乃至6 $\frac{1}{2}$
第五 Ga. (Guadalaxara) ……………	869.0	902乃至907	" 4 $\frac{1}{2}$ 乃至5 $\frac{1}{2}$
第六 Ca. (Chihuahua) ……………	868.0	902乃至907	" 4 $\frac{1}{2}$ 乃至5 $\frac{1}{2}$
第七 Do. (Durango) ……………	866.5	601乃至905	" 5 乃至 6

どの造幣局のドルでも、印刷されてある品位は十ペニイウエイト二十グレイン || 九〇二 $\frac{1}{2}$ Wo 五ペニイウエイト半、即ち斯くて平均に於て、それ等は名目上「ley」に等しきものと考へらるべきであり、而して傷まないドルの平均重量は一千ドルにつき八六八オ

(三〇七)

ンスである。

(註) "ley", ルーマニア百ペニ (bani) 銀貨。

銀塊の現在値段に於けるドルの銀價は(六十片、一標準オンス替)五二・一六四片である。而して乍ら之は勿論、實際の價値を示して居るものではない、と云ふのはメキシコドルには支那では打歩 (premium) が附くからである。而して現在メキシコドルが缺乏して居るが故にドルは現今各個につき五四・六八四片の値打がある。

以上によつて、メキシコドルの品位及目方に於ける不規則は一拔萃の既に出てゐるアメリカの著述の公刊された時のやうな非道いものではないことがお判りになるであらう。

新スペインドル (イサベラドル) はメキシコドルと同等とは思はれない、その目方は一千ドルにつき八三三・五オンス乃至八二四オンスしかなく、而して品位は八九九乃至九〇〇、W₀六ペニイウエ

イト半乃至六ペニイウエイトである。

日本の一分銀は現在のメキシコドル百個に對し三百十一個の割合でメキシコドルから造られてゐる。而して日本に於ける商業用通貨としては、百

ドルにつき一分銀僅かに二百三十個である。

以前にはそれら一分銀は馬蹄銀から造られて居つたと看做されて居つた、而してその以前には多分國産の銀であつたらうが金の大きな割合を含んで居つた。

上記は各個の貨幣の關聯價値その他である。

	平均重量	品 位	一ポンドニ 對スル金 レイン	各個の價値	
				志	片
舊壹分銀……………	0.0535	W ₀ . 54	1,711*	1	6 $\frac{73}{100}$
より新しきもの…	0.0277	B. 14 $\frac{1}{2}$	12	1	6 $\frac{84}{100}$
新奇のもの……………	0.28177	W ₀ . 12 $\frac{1}{2}$	9	1	4 $\frac{89}{100}$
最新のもの……………	0.277	W ₀ . 5 $\frac{1}{2}$	4	1	4 $\frac{73}{100}$

* 變化に注意あれ (原書註)

以上の情報は最も信據すべき筋より集めたるものである。併し乍ら最近の一分銀がメキシコドルから造られて居ると云ふ一事を除いては、誰人ともこの問題に關し、決定的に明確なる知識を有たぬらしい。

一八六二年十二月二十日